

巡回申告相談日程表

相談日	時間	対象地区	場所
2月16日(火)	午前9時～午後4時	平国下・辻	平国コミュニティーセンター
2月17日(水)	午前9時～正午	平国上	
	午後1時～午後4時	福浦	
2月18日(木)	午前9時～午後4時	平国全地区	
2月19日(金)	午前9時～午後4時	日当	津奈木町役場 1階和室
2月22日(月)	午前9時～午後4時	日添	
2月24日(水)	午前9時～正午	新川・古川	
	午後1時～午後4時	大泊・丸岡	
2月25日(木)	午前9時～正午	町中	
	午後1時～午後4時	浜崎	
2月26日(金)	午前9時～正午	内野	
	午後1時～午後4時	倉谷	
3月1日(月)	午前9時～正午	中尾	
	午後1時～午後4時	上下門	
3月2日(火)	午前9時～正午	川内	
	午後1時～午後4時	古中尾	
3月3日(水)	午前9時～正午	竹中	
	午後1時～午後4時	染竹	
3月4日(木)	午前9時～正午	小津奈木	
	午後1時～午後4時	桜戸	
3月5日(金)	午前9時～午後4時	全地区	
	午後5時～午後7時	全地区(夜間申告)	
3月7日(日)	午前9時～午後4時	全地区(日曜申告)	
3月8日(月)	午前9時～午後4時	全地区	
3月9日(火)	午前9時～午後4時	全地区	
	午後5時～午後7時	全地区(夜間申告)	
3月10日(水)	午前9時～午後4時	全地区	
3月11日(木)	午前9時～午後4時	全地区	
	午後5時～午後7時	全地区(夜間申告)	
3月12日(金)	午前9時～午後4時	全地区	
3月15日(月)	午前9時～午後4時	全地区	

住民税申告・確定申告が始まります！

問い合わせ 住民課税務班 ☎78-3113 (内114～116)

【申告期間】 2月16日(火)～3月15日(月)

ことしも住民税などの申告書の提出が遅れると納税通知書や、課税証明書などの発行が遅れる場合がありますので、期限内に申告をしてください。

ことしも住民税などの申告受付の時期が近づいてきました。令和2年1月1日～12月31日の収入について、必ず申告してください。

例年、申告期限前は窓口が混雑しますので、申告する人は必要書類などを事前に確認し、余裕を持ってお早めにお願ひします。

受付方法が例年と異なります

今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、地区の日時を指定しています。自分の地区の日時で都合が悪いときは、全地区対象の日にお越しください。咳・発熱などの症状がある、体調のすぐれない人は来場をご遠慮いただいています。手指の消毒、マスクの着用など感染予防へのご協力をお願いします。

申告が必要な人

令和3年1月1日現在、町内に住民登録している人が対象です。令和2年中に収入が無かった人でも、次の場合は申告が必要になります。

- ① 扶養確認、融資、保育料の算定などで所得証明などが必要な場合
- ② 国民健康保険に加入している場合
- ※申告が無い場合、低所得の人が受けられる軽減措置が適用されません。
- ③ 児童手当、公営住宅入居、国民年金の納付猶予などの手続きをする場合
- ④ 町外の人に扶養されている場合
- ⑤ 遺族年金や障害年金などの非課税の人
- 申告しなくてもよい人**
- 次の項目に当てはまる人は申告する必要がありません。
- ① 所得税の確定申告を行う人
- ② 給与所得のみで、勤務先事業所から給与支払報告書の提出があった人
- ③ 公的年金などの所得のみで、公的年金等支払報告書の提出があった人
- ※被扶養者の追加や変更がある場合は申告が必要です。
- 申告に必要なもの**
- ① マイナンバーカードまたは

- 通知カード
- ② 申告者の本人確認書類
- ③ 印かん(認印可)
- ④ 所得を証明する資料
- 【例】源泉徴収票、事業主の支払証明書、収支明細書など
- ⑤ 各種控除を受ける人はその証明書・領収書
- 【例】医療費、生命保険料、国民年金保険料など
- ⑥ 障害者控除を受ける人は障害者手帳など
- ⑦ 所得税の還付申告をする人は、本人名義の還付口座が分かるもの
- 【例】通帳など
- 消費税や株式譲渡所得などの確定申告は税務署へ**
- 消費税や株式譲渡所得などによる申告が必要な人は、八代税務署での申告をお願いします。同居では令和2年分所得税・復興特別所得税、消費税・地方消費税の申告会場を開設します。ことしは混雑回避のため、「入場整理券」(当日配布またはオンラインによる事前発行)が必要です。
- 日時** 2月16日(火)～3月15日(月) 午前9時～午後4時

e-Tax (国税電子申告・納税システム) を利用した「ネット申告」が便利です

★ネット申告のメリット★

- ① 自宅で申告ができる
- ② 添付書類の提出を省略
- ③ 還付手続きがスピーディーに
- ④ 確定申告期間中は 24 時間受付可能

※メンテナンス時間を除く。e-Tax 利用時は事前に準備が必要です。

詳しくは八代税務署 (☎ 0965-32-3141) へお問い合わせください。

※土日祝日を除く。

場所 八代税務署3階

問い合わせ 八代税務署 (☎ 0965・32・3141)

※自動音声案内

※確定申告に関する相談は「0」番を選択してください。

「確定申告電話相談センター」につながります。

認定区分		認定基準	
障がい者	認知症高齢者の日常生活自立度がⅡb、ⅢaまたはⅢbの人	※知的障害者に準ずる	
	障害高齢者の日常生活自立度がⅡaまたはⅡbの人	※身体障害者に準ずる	
特別障がい者	認知症高齢者の日常生活自立度がⅣまたはⅣaの人	※知的障害者(重度)に準ずる	
	障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)がC1またはC2の人	※身体障害者(1～2級)に準ずる	

基準日：令和2年12月31日